

沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業生産者補てん金交付契約約款

公益財団法人沖縄県畜産振興公社

(本交付契約約款の目的)

第1条 沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業生産者補てん金交付契約約款(以下「本約款」という。)は、公益財団法人沖縄県畜産振興公社(以下「公社」という。)が、沖縄県和牛子牛価格安定対策事業補助金交付要綱および公益財団法人沖縄県畜産振興公社業務方法書(沖縄県和牛子牛価格安定特別対策事業)(以下「業務方法書」という。)に基づき実施する生産者補てん金交付に係る取引の契約内容を定めることを目的とする。

(契約対象子牛)

第2条 この契約書の対象とする肉用子牛は、県内で飼養されている黒毛和種から生産された雌子牛であって12ヵ月未満で肉用子牛生産者補給金制度に基づく個体登録がおこなわれたものとする。

(生産者補てん積立金の納入)

第3条 契約生産者は、対象子牛1頭当たりの積立金の額に2分の1を乗じて得た額に、個体登録頭数を乗じて得た金額を、補てん積立金として納入するものとする。

(生産者補てん積立金の相殺の禁止)

第4条 契約生産者は、公社に納入すべき生産者補てん積立金につき、相殺をもって公社に対抗することはできない。

(生産者補てん積立金の返戻)

第5条 生産者補てん積立金は、契約生産者より業務対象年間が終了したときに積立金返戻申請(業務方法書別記様式第2号)があり、当該生産者に生産者補てん積立準備金がある場合は返戻することができる。

(特別納付金)

第6条 公社は、補てん金の財源として、生産者補てん積立金が不足した場合、県の同意をもって県積立金を充当することが出来る。ただし、その場合、不足した生産者補てん積立金の負担額を契約生産者に対し、第1項に規定する生産者補てん積立金のほか、県積立金へ戻入するための特別納付金を納付させることとする。

2 前項に規定する特別納付金については、第4条の規定を準用する。

(肉用子牛の個体登録及び対象子牛の販売又は保留の確認等)

第7条 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく肉用子牛生産者補給金制度に準ずるものとする。

(生産者補てん金の交付額)

第8条 補てん金の額は四半期ごとに県内指定家畜市場で販売された雌規格子牛(農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。)の加重平均価格を基に算定した標準取引価格が、県が定める保証基準価格を下回った場合にその差額の90%の額に契約生産者が販売、保留した対象子牛の頭数を乗じて得た額を生産者補てん金として交付するものとする。

2 生産者補てん金については、生産者補てん積立金より交付するものとする。ただし、生産者補てん積立金が不足すると見込まれるときは、県の承認をもって県積立金から交付することができる。（生産者補てん金の不交付又は返還）

第9条 公社は、契約生産者が補てん積立金の納付、その他公社に対する義務の履行を怠った場合には、生産者補てん金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（事務の委託等）

第10条 契約生産者は、この契約に係る次の各号に掲げる事務については、公社は業務方法書第2条の基本方針に基づき、肉用子牛生産者補給金制度の事務委託先に委託して、手続きを行うものとする。

(1) 第3条の生産者補てん積立金の納入

(2) 第6条肉用子牛の個体登録及び対象子牛の販売又は保留の確認

2 公社は、業務の一部を契約生産者の指定するものに委託することができるものとする。

（契約の期間）

第11条 この契約の有効期間は、令和12年3月31日（業務方法書第4条第3項の規定に基づき、公社が業務対象年間を短縮したときは、当該短縮した業務対象年間の終了する日）までとする。

（契約の解除）

第12条 公社は、契約生産者次の各号のいずれかに該当する場合には契約を解除することができる。

(1) 業務方法書6条に定める生産者補てん金交付契約申込書に虚偽の記載をしたとき。

(2) 肉用子牛生産者補給金制度における生産者補給金交付契約が解除されたとき。

(3) その他故意又は重大な過失によりこの契約に違反したとき。

（本約款の変更）

第13条 公社は、次の各号に掲げる場合には、本約款を変更できるものとする。

(1)本約款の変更が、契約生産者の一般の利益に適合するとき。

(2)本約款の変更が、この契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

(3)本約款の変更が、業務方法書の変更に伴うもので、業務方法書の変更の範囲内であるとき。

2 公社は、前項の規定による本約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期をホームページ又は文書により周知する。

3 第1項第2号の規定による本約款の変更は、公社が契約生産者に対し前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

(個人情報管理)

第14条 契約生産者は、公社及び事務委託先(公社が業務方法書第21条に基づき公社の業務に係る事務を委託する者であって、この契約書の末尾の事務委託先の欄に記名されるものをいう。以下同じ。)並びに沖縄県等が、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)その他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために契約生産者の氏名、電話番号、住所、契約番号、口座番号、個体登録状況及び生産者補給金の交付状況等の情報を共同利用することに同意するものとする。

2 契約生産者は、公社及び事務委託先並びに沖縄県が、個人情報保護法及びその他の法令に基づき、業務の円滑な推進のために牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法施行規則(平成15年農林水産省令第72号)第7条に係る契約生産者の情報を取得し、加工し又は第三者へ提供などの取扱いをすることに同意するものとする。

(その他)

第15条 この契約の定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、業務方法書に定めるところによるものとし、その他の事項については、公社と契約生産者の協議の上定めるものとする。

附則(令和8年3月18日制定)

本約款は、令和8年4月1日から実施する。

本約款は、令和8年6月8日に一部改訂実施する。